

子どもたちが
まちのみんなが
もっと三宅を好きになる

三宅町交流まちづくりセンター 管理運営計画書

令和3年3月31日
三宅町

目次

I.	三宅町交流まちづくりセンターMiiMoの位置付け	1
1.	背景と目標	1
2.	施設の位置付け	3
3.	整備までの経緯	4
II.	三宅町交流まちづくりセンターMiiMoのコンセプト	6
1.	管理運営計画の位置付け	6
2.	MiiMoの目的	7
3.	MiiMoの目標	9
III.	設計コンセプト	10
1.	施設の概要	10
2.	設計コンセプト	11
IV.	運営方針と各機能の事業計画	12
1.	運営方針	12
2.	各機能の基本的な考え方と主な事業	15
V.	組織計画	21
1.	運営体制	21
2.	コミュニティマネジメント体制	24
3.	住民参画の仕組み	27
VI.	施設管理計画	32
1.	開館日・開館時間	32
2.	使用料	33
3.	利用ルール	41
4.	危機管理・安全対策	49
5.	広報・宣伝計画	50
6.	デザインディレクション	51
7.	財政（収支計画）	52
8.	効果検証	53

I. 三宅町交流まちづくりセンターMi i Moの位置づけ

1. 背景と目標

■人口減少が続いている

三宅町の人口は、1993年の8,672人をピークに減少が続き、2021年には6,770人まで減少しています。さらにこのまま人口が減少すると、2064年には2,521人とさらに減少し、小中学生の子ども数は、約450人から116人*まで減少すると推計されています。

■三宅町の強みを生かし、まちの未来を育む

このような状況の中で、三宅町の強みを生かし、まちの未来を育むことが求められています。三宅町にはまちを支えるたくさんの「ひと」と、使われなくなっている・活かしきれていない「もの」があります。

また、幼稚園と小学校は一つで、中学校も一緒なので、小さなころから社会人の一歩手前になるまで、町全体として一つの流れでよい環境を整えるのに適しています。

■Mi i Moは「三宅町の未来を育むまちの拠点」

それら三宅町の資産を活かし、「三宅町交流まちづくりセンターMi i Mo」（以下、「Mi i Mo」という。）を中心に、まちのみんなができること、やりたいことを積み重ねることで、未来に向けて「まちがよくなった」と実感できる、子どもたちが元気に暮らし、まち全体が生き生きするような、三宅町の未来を育むまちの拠点を目指します。

*三宅町人口ビジョンより

1

I. 三宅町交流まちづくりセンターMi i Moの位置づけ

人口減少・少子高齢化

まちを支えるたくさんの「ひと」
使われなくなっている・活かしきれていない「もの」
まちのみんなができること、やりたいことをアクションとして積み重ねる
三宅町の未来を育むまちの拠点

子どもたちが、まちのみんなが、もっと三宅を好きになるために。
三宅にあるものを活かし、三宅になかった新たな魅力を生み、三宅の未来を育む。

2

I. 三宅町交流まちづくりセンターMi i Moの位置づけ

2. 施設の位置付け

■既存の公共施設の複合化・集約化

町内の主要公共施設が集結するまちの中心部に位置し、住民の皆さんの活動の場となってきた中央公民館の機能と、小学校に一時開設されていた三宅町学童保育クラブの機能を併せ持ち、住民ヒアリングなどを経て検討した多目的ホールや貸しキッチン、ワーキングスペースなどの新たな交流を生む複合的な機能を備えた施設である「交流まちづくりセンター」として整備します。

■新しい交流まちづくりを育む拠点

三宅町では、令和2年度に策定した【第2期まち・ひと・しごと地方創生総合戦略】において、「みんなが好きなまち三宅町を多様な「つながり」と、みんなの「やりたい」で育む」を今後7年間の大きな目標として戦略を進めます。Mi i Moはその核として、子どもからお年寄りまでの全住民が交流し、町外の方々も加わって新しい交流まちづくりを育む拠点として整備します。

3

I. 三宅町交流まちづくりセンターMi i Moの位置づけ

3. 整備までの経緯（1）

■基本構想の策定

平成30年3月、町全体での公共施設の複合化を図り、財政運営の効率化、安全性の確保および計画的な維持管理・修繕を実現するとともに、子育て支援や生涯学習の場、産業振興・情報発信の場、さらに住民活動・賑わいの場を創出することを目的とし、「三宅町複合施設整備基本構想」を策定しました。

■基本計画の策定

翌年平成31年3月に、基本構想を基に住民の意向や行政内での検討を踏まえ、計画地の選定及び導入機能の選定と適正な規模を設定する「三宅町複合施設整備基本計画」を策定しました。

■基本設計、実施設計

基本計画を基に、三宅町複合施設建設の基本設計・実施設計を担う業者を公募し、住民の方を含む審査会により選定しました。そして、令和元年7月に基本設計を作成し、令和2年3月に実施設計を作成しました。

4

I. 三宅町交流まちづくりセンターM i i M oの位置づけ

3. 整備までの経緯 (2)

■新築工事

実施設計に基づき、令和2年度から令和3年度の2カ年で交流まちづくりセンターの新築工事、外構工事を実施します。

■住民と運用方法を検討

町内で活動する各種団体や個人にヒアリングを重ね、住民の皆さんに広く意見を聞く意見交換ワークショップ、月に1回の町民プロジェクトチーム会議による検討を行い、基本構想及び基本計画を策定しました。設計段階に入ってから、各種活動団体や保護者、地域の若手など広く住民の皆さんにヒアリングを行い、小中学生で構成される子ども会議や住民代表による地域コーディネーター会議などを踏まえて、施設の使い方やルールについて検討を重ねてまいりました。これらの経緯を引き継ぎ、官民連携の運営を目指していくものとします。

5

II. 三宅町交流まちづくりセンターM i i M oのコンセプト

1. 管理運営計画の位置づけ

■住民と共に検討した整備計画

M i i M oは、交流機能、公民館機能、学童・子育て支援機能、図書室機能を有する複合的な施設であり、まちの交流を育む施設です。公民館の老朽化、学童保育クラブの学校校舎内への一時開設など、町内で抱える課題をひとつと捉え、整備計画としての基本構想、基本計画を検討してきました。

M i i M oの整備と運営については、行政内では分野横断的に関係課と連携を図り、また、行政だけで決めるのではなく住民の皆さんの意見を反映しながら、まちの課題解決とこれからの時代を見据えた機能を備えた施設として整備し、運営していくことが重要です。

■住民と共に行う運営のための計画

これらのことから、三宅町の未来を育む三宅町交流まちづくりセンターとして、管理運営の重要な視点と考え方を整理し、行政内や住民の皆さんと共有するために管理運営計画を策定するものとします。

■施設の管理

M i i M oは公の施設であることから、施設の維持管理については、住民の皆さんと情報を共有しながら、行政の責任と負担で適切に管理していきます。

6

Ⅱ. 三宅町交流まちづくりセンターMiiMoのコンセプト

2. MiiMoの目的

■多様な機能が相乗効果を生む

MiiMoは公民館機能をはじめとした多様な機能を集約・連携し、相乗効果を生むことを目的とした施設です。

■グランドコンセプト

MiiMoは「子どもたちが、まちのみんなが、もっと三宅を好きになるために。三宅にあるものを活かし、三宅になかった新たな魅力を生み、三宅の未来を育む」という目標を実現するため、「子どもも大人も自分ごととして関わり、まちのみんなができること・やりたいことを積み重ね

【目標】

子どもたちが、まちのみんなが、もっと三宅を好きになるために。
三宅にあるものを活かし、三宅になかった新たな魅力を生み、三宅の未来を育む。

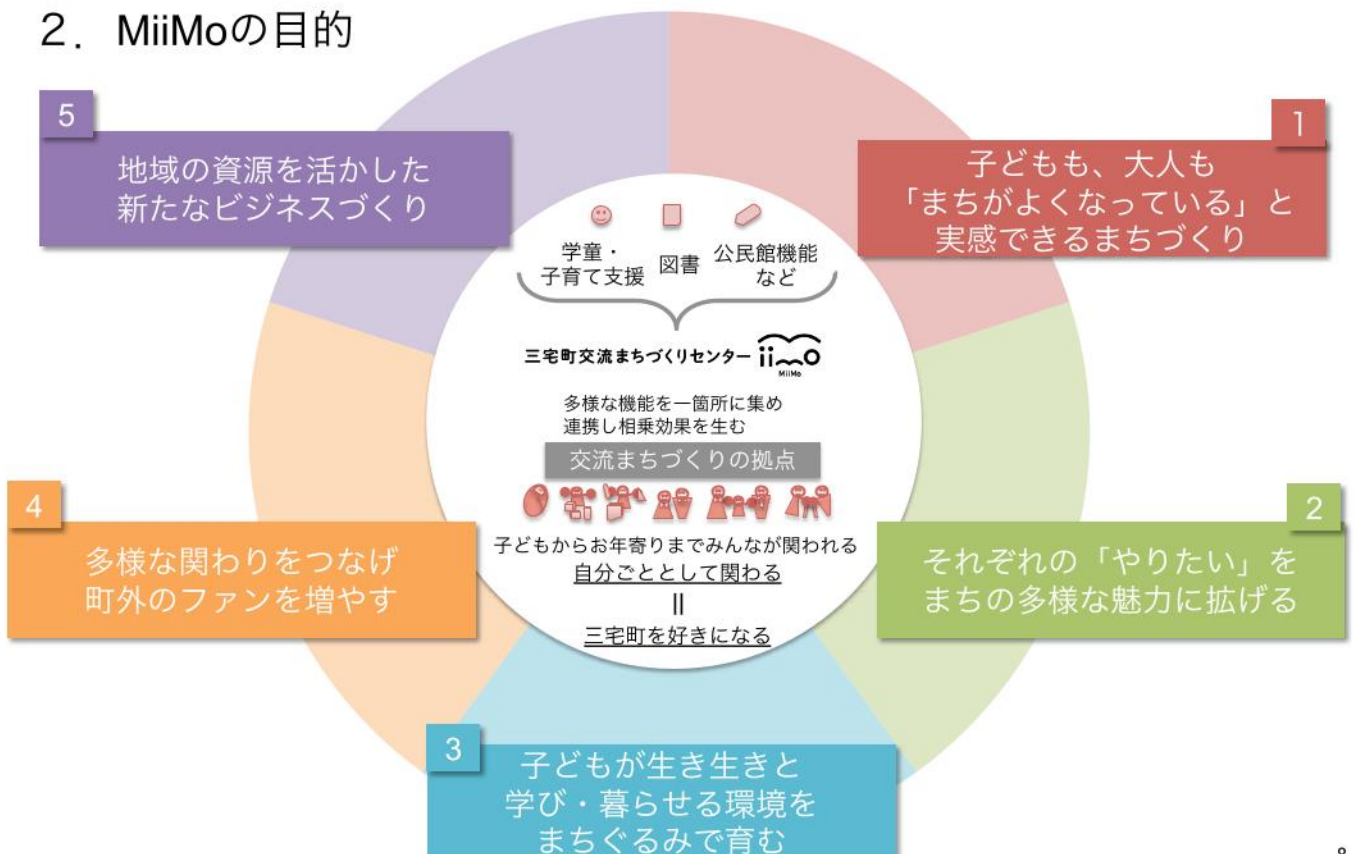
【グランドコンセプト】

子どもも大人も自分ごととして関わり、
まちのみんなができること・やりたいことを積み重ねながら、
三宅町の未来を育むまちの拠点

7

Ⅱ. 三宅町交流まちづくりセンターMiiMoのコンセプト

2. MiiMoの目的



8

Ⅱ. 三宅町交流まちづくりセンターMi i Moのコンセプト

3. Mi i Moの目標

■取組みの方向性と目標の設定

Mi i Moのコンセプト及び5つの目的を達成するため、取組みの方向性として目標を設定します。それぞれの取組みに沿ったMi i Moの運営が、「グランドコンセプト」および「5つの目的」を達成できているかどうかを評価するため、評価フレームを設定し、試行錯誤を重ねながら健全な運営を目指します。

■Mi i Moの評価フレーム

Mi i Moの取組みを評価する指標として「まちの人たちが「まちがよくなっている」と実感できているか？」を定め、評価フレームを設定します。

5つの目的	取組みの方向性	実現度の評価フレーム
【1】子ども、大人も「まちがよくなっている」と実感できるまちづくり	①まちの資源を活かしているか ②まちに展開しているか	「つながり」 ：地域内のコミュニケーションが豊かになる
【2】それぞれの「やりたい」をまちの多様な魅力に拡げる	①輪を広げているか ②質を高めているか	「学び」 ：まちを学び・体感する機会がある
【3】子どもが生き生きと学び・暮らせる環境をまちぐるみで育む	①居場所づくりにつながっているか ②多世代のつながりがあるか	「参加」 ：まちの運営に自ら参加する事ができる
【4】多様な関わりをつなげ、町外のファンを増やす	①これまでにない魅力があるか ②新たなネットワークにつながるか	「憧れ」 ：地域でイキイキと活躍する大人が身近にいる
【5】地域の資源を活かした新たなビジネスづくり	①地域のビジネス活性化に寄与する ②新たなビジネスのアクションにつながるか	「誇り」 ：地域の誇り・自慢のひと・もの・場所がある

9

Ⅲ. 設計コンセプト

1. 施設の概要

■施設概要は次のとおりです。

所在地	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂689番地
用地面積	1,542.28m ² （開発行為による敷地面積）
用途地域	第一種住居地域
建蔽率	70%（建築基準法第53条第3項第2号による緩和(10%)）
容積率	200%
主要用途	地域子育て支援拠点施設（建築基準法上の区分） 集会場（消防法上の区分） 福祉避難所（地域防災計画上の区分）
建築面積	967.02m ²
建築基準法延床面積	1,881.56m ²
主体構造	鉄骨造
階数	地上3階
高さ	11.35m
駐車場	31台

10

Ⅲ. 設計コンセプト

2. 設計コンセプト

M i i M oは大屋根が特徴です。大屋根の下が子どもたちの遊び場になり、役場への参道になり、また広場と建築が一体利用されます。また、小学校から来る子どもの学童クラブへの動線と、横の図書室やテラスで本を読むことを考え、建築や屋根の「向き」を大切に設計しました。内装や家具は、床も含めていかに公共建築らしさを消して、住まいのような居心地をもつ場所に感じてもらえるかを考えて設計・選定しています。

広場と半屋外空間によって、外部と内部が境界をまたいでいるような設計としています。屋根の下の大階段は、雨の日でも子どもたちが遊べる場所をつくることと、学童に来た子どもたちが、学童から大階段を降りて直接広場に出られるようになっています。

1階は人が最も往来するエントランス付近に、M i i M oホールや、まちキッチンやM i i M o食堂を配置し、農業をしている方も、子育てをしている方も、集まってご飯を食べたい方も、居場所を見つけるきっかけづくりになればと考えています。M i i M oホールとつながっているコワーキングカフェは、壁で区切られずに、家具の配置で落ち着いて滞在できる場所を同居させています。

2階の図書フロアは、子どもたちがより本に親しめる場所に配置しています。同時に、静かに本を読みたい、自習したいという方のために、ガラス戸で区切った自習スペースや、広場を見渡せるテラスを設けています。テラスではおしゃべりしながら、自習スペースでは集中して本を読めます。

3階は、これまでの活動と、まだ想定できないこれから起こる活動を支えることができるよう、防音性能を高めたコミュニティルーム1、ミニキッチンも備えたコミュニティルーム2、子どもスカイガーデンを屋根の上に設けた子育て支援センターなどを配置しました。

広場を含めたこのエリア全体で、町民の皆さんが、使い方に工夫ができる仕掛けをたくさん残しています。行政も利用者も一体になって設計者が驚くような使い方や活動を開発・持続していただくこと、その工夫をする大人と一緒にここで育つ子どもたちが、またさらに次の世代を育てる新しい活動を生み出してくれることを楽しみにしています。

設計：ジオ・グラフィック・デザイン・ラボ 前田茂樹

11

Ⅳ. 運営方針と各機能の事業計画

1. 運営方針

■多様な機能の連携による相乗効果

M i i M oは、公民館機能をはじめとした多様な機能を1つに集め相互に連携しながら、一体的に運営することで、活動の連携や新たな展開などの相乗効果を生み、子どもも大人も関わる拠点を目指します。

■多様な交流を育む

交流まちづくりセンターとして、地域住民だけでなく町外の人材も積極的に活用、利用を促進し、町内外の交流を育みます。

■住民参加型の運営体制

M i i M oは行政だけでなく住民参加型の運営体制を組織し、官民連携で運営を進めるものとします。今後はM i i M oを拠点としたまちづくり事業が生まれることを見据え、可変的で柔軟な運営を検討していきます。

12

IV. 運営方針と各機能の事業計画

1. 運営方針

■機能ごとのスペース

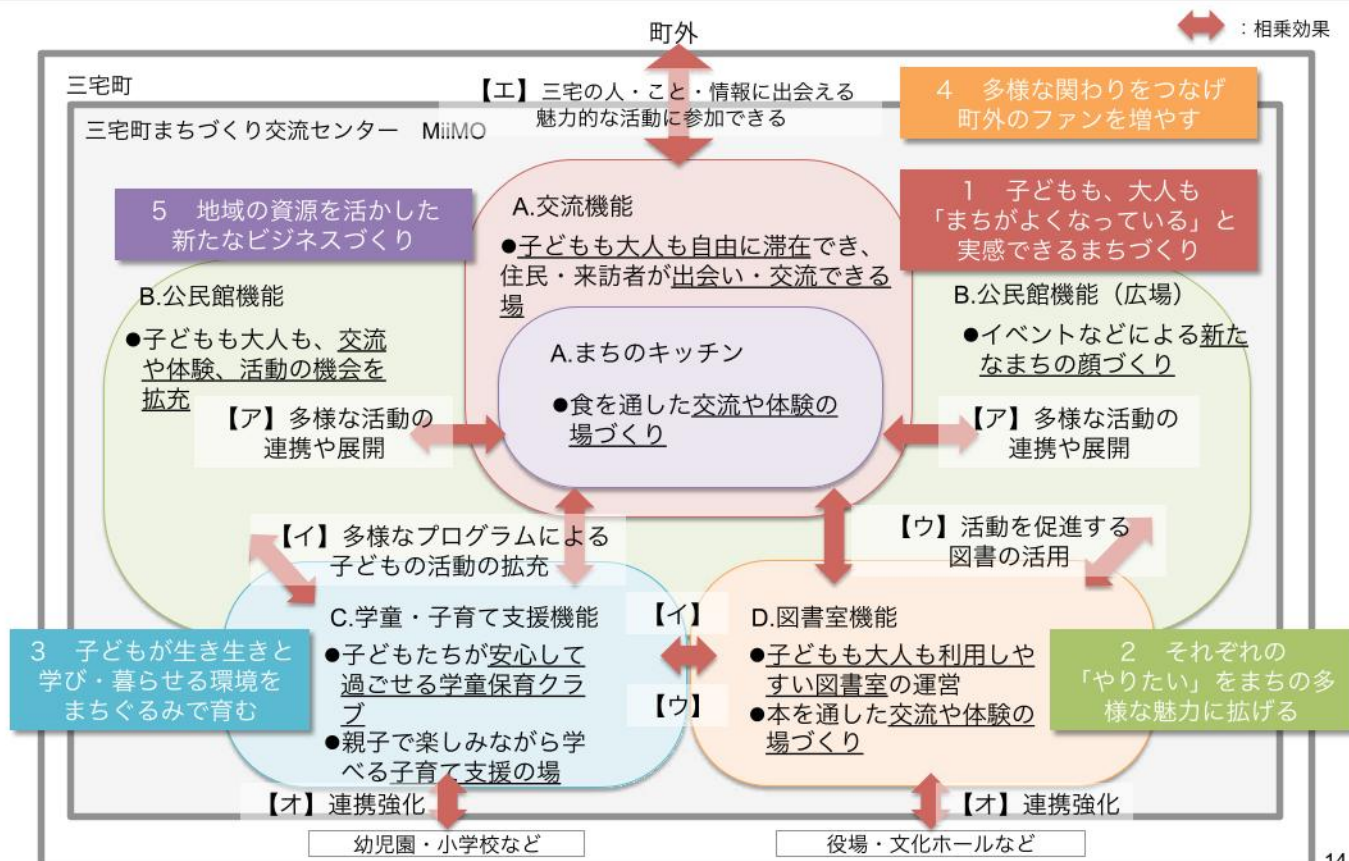
M i i M oの機能	主に活動されるスペース
A. 交流機能	フリースペース／M i i M oホール／まちキッチン／M i i M o食堂／ コワーキングカフェ／M i i M o広場
B. 公民館機能	M i i M oホール／まちキッチン／コミュニティルーム (1) (2)
C. 学童・子育て支援機能	学童保育クラブ／子育て世代包括支援センター／コミュニティルーム (3)
D. 図書室機能	図書フロア

■多様な機能を一体的に運営することで期待される相乗効果

- ア. 多様な活動の連携や展開
- イ. 多様なプログラムによる子どもの活動の拡充
- ウ. 活動を促進する図書の活用
- エ. 三宅町の人・こと・情報に出会える・魅力的な活動に参加できる
- オ. 連携強化

13

IV. 運営方針と各機能の事業計画



14

IV. 運営方針と各機能の事業計画

2. 各機能の基本的な考え方と主な事業

■Mi i Moでは、次のような機能が相互に連携し、交流まちづくりの拠点として特色ある事業を展開します。

2-1. フリースペース

基本的な考え方	・打合せ、勉強、雑談、待ち合せ、読書など自由に使える交流スペース
主な事業・取組	・特別な用がなくても人が集い、自由に楽しめる居心地の良い空間をマネジメントします。 ・施設の総合窓口であるコンシェルジュを備え、インフォメーション機能やまちの魅力発信を充実させます。 ・Mi i Mo食堂の飲食スペースとしてまちの食文化を楽しむスペースとします。

2-2. Mi i Moホール

基本的な考え方	・100名～200名規模まで可変に使える活動スペース ・通常時はフリースペースと合わせて開放される自由に使える交流スペース
主な事業・取組	・三宅町における中規模ホールとしての役割を担い、利用者にとって使いやすい貸出スペースとします。 ・閉じられた空間での活動だけではなく、扉を開放して使用することで、各活動団体の活動内容の周知を行うとともに、オープンな活動を促進します。 ・自由使用範囲内での活動も認めることで、人と人とのコミュニケーションを育み、新たな活動の展開を促進します。

15

IV. 運営方針と各機能の事業計画

2. 各機能の基本的な考え方と主な事業

2-3. コワーキングカフェ

基本的な考え方	・コミュニケーションを生む仕事もできる作業スペース
主な事業・取組	・新しい働き方にも対応した飲食可能でコミュニケーションの取りやすい作業スペースを提供します。 ・町内のビジネスにもつながる取組の拠点として活用を目指します。 ・仕事やプロジェクトに関するセミナーやプロジェクトの企画を検討します。

2-4. まちキッチン

基本的な考え方	・食を要とした交流スペース
主な事業・取組	・町内の文化行事や友人同士での料理パーティなどに活用できるキッチンを貸し出します。 ・町内の食のポテンシャルを生かし、新たなつながりやプロジェクトの創出に寄与します。

16

IV. 運営方針と各機能の事業計画

2. 各機能の基本的な考え方と主な事業

2-5. Mi i Mo 食堂

基本的な考え方	・ 営業が可能な登録制のシェアキッチン
主な事業・取組	・ スタートアップ支援の観点から比較的低価格での営業を可能とし、三宅町の食文化育成や食の楽しみをつくる場として運営者を募ります。 ・ 定期的な営業のみならず登録制とすることで、多様な飲食事業者の出店を促進し、新たな賑わいや食のビジネスの創出に寄与します。

2-6. 学童保育クラブ

基本的な考え方	・ 小学生の放課後の居場所や学びを創出する場
主な事業・取組	・ 学童保育クラブの委託管理事業者による子どもたちの魅力ある、放課後の居場所や学びの創出に寄与します。 ・ Mi i Moの他の機能や活動と連携し、子どもたちとまちの人の交流づくりを促進します。

17

IV. 運営方針と各機能の事業計画

2. 各機能の基本的な考え方と主な事業

2-7. 図書フロア

基本的な考え方	・ 多世代に広く利用されるオープンな図書室
主な事業・取組	・ 図書から知識を得るだけでなく、住民の皆さんに図書を身近に感じてもらい、図書を通じた交流が生まれるプログラムの企画や空間の創出に寄与します。 ・ 自習スペースも併設し、落ち着いて自習や調べ物ができる環境づくりに努めます。 ・ 三宅町の知の拠点として資料を充実し、郷土資料の収集・保存を行います。 ・ 住民の方による図書運営委員会において、図書に関するルールやイベントの検討を行います。

2-8. コミュニティルーム (1) (2)

基本的な考え方	・ 住民の皆さんの楽しみや健康づくりなど気軽に使えるレンタルスペース ・ 会議、クラブ活動、講座、体験教室などに利用可能なレンタルスペース
主な事業・取組	・ 住民の方や各種団体の交流・活動の拠点として提供します。 ・ コミュニティルームを活用した魅力的な自主事業の開催に努めます。

18

IV. 運営方針と各機能の事業計画

2. 各機能の基本的な考え方と主な事業

2-9. コミュニティルーム (3)

基本的な考え方	・相談スペース
主な事業・取組	・教育に関する相談や、不登校児童・生徒が使える学習スペース等として活用します。

2-10. 子育て世代包括支援センター

基本的な考え方	・未就園児とその保護者を対象とした子育て支援センター
主な事業・取組	・未就園児とその保護者を対象に、コミュニケーションづくりや妊娠、出産、子育てに関する相談が行える体制を整えます。

2-11. こどもスカイガーデン

基本的な考え方	・三宅町を見渡せる展望テラス
主な事業・取組	・子育て世代包括支援センターの利用時間と合わせて、未就園児と保護者が気兼ねなく遊べる空間を創出する。

19

IV. 運営方針と各機能の事業計画

2. 各機能の基本的な考え方と主な事業

2-12. M i i M o 広場

基本的な考え方	・子どもも遊べて大人もくつろげる憩いの広場
主な事業・取組	・駐車場や隣接道路からM i i M oの大屋根軒下の空間を通して館内へつながる導線にあり、施設と一体的に使える広場とします。 ・イベント時には物販や模擬店としての貸出など自由度の高いルールを定め、魅力ある屋外空間の創出に寄与します。

20

V. 組織計画

1. 運営体制

■施設管理は直営で実施

M i i M oの主担当課を中心に関係課と柔軟な連携を図りながら、施設全体の管理は町の直営で実施するものとします。

■官民連携の運営体制

施設運営の意思決定は、役場職員、三宅町の住民代表、専門家等が協働で議論する運営委員会を軸に、官民連携の運営体制で行います。

■まちづくり会社への移行

M i i M o立上げ時より、人材育成にも力を入れながら、企画運営を担う組織（まちづくり法人）の立上げを支援し、最短で4年後には、M i i M oの企画運営の機能をまちづくり法人へ移行し、民間によるより柔軟な企画運営の実現を目指します。

21

V. 組織計画

1. 運営体制

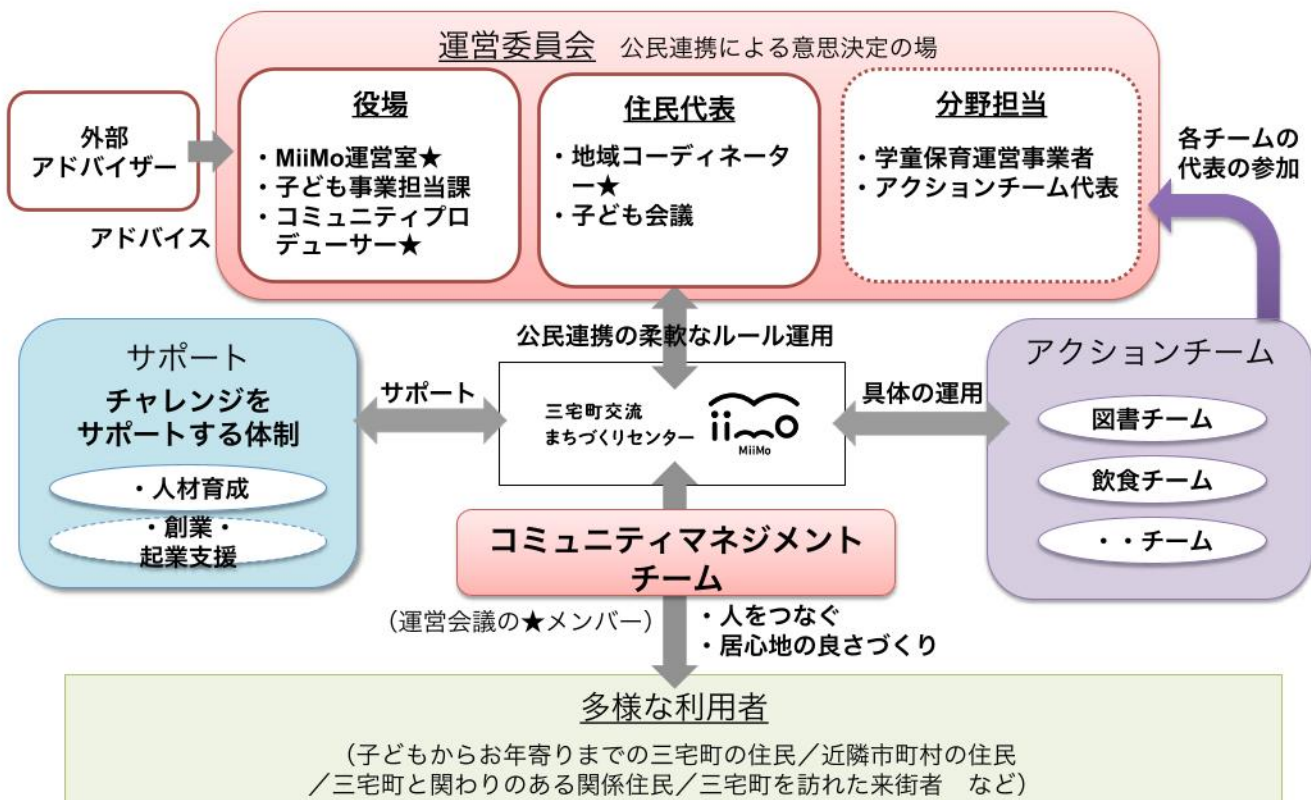
運営については、次のような組織が連携した体制を整備します。

組織・運営体制	概要
運営委員会	・主担当課、地域コーディネーター、コミュニティプロデューサー、学童保育委託事業者、各チーム代表者で構成されるM i i M oの運営の方向性を決める組織。
地域コーディネーター	・公募により2020年度より運営を検討している地域住民の代表。住民代表として、5つの目的達成のために住民目線でコーディネートを進める。
コミュニティプロデューサー	・地域おこし協力隊として町外から募集し、コミュニティの活性化を担う人材。 ・将来的な視点としては、まちづくり法人の立ち上げメンバーを想定する。
M i i M o子ども会議	・三宅町在住の小中学生を中心とした子ども視点でM i i M oの使い方を検討するチーム。M i i M oでの子どもたちの主体的な活動ができるよう、子ども会議の意見は運営会議に反映する。
コミュニティマネジメントチーム	・主担当課、地域コーディネーター、コミュニティプロデューサーで構成されるM i i M oのコミュニティをマネジメントするチーム。 ・日々のM i i M oでの運営を通してまちの人を知り、活動をつなげ、M i i M oでの居心地のよいコミュニケーションづくりやプログラムを実施する。
外部アドバイザー	・運営会議やコミュニティマネジメントチームへ専門的な知見からアドバイスする外部人材。外部アドバイザーからのアドバイスにより質の高い運営を目指す。
アクションチーム	・図書や食などM i i M oの機能を活用し、M i i M oの魅力を向上する主体的な活動チーム。

22

V. 組織計画

1. 運営体制



23

V. 組織計画

2. コミュニティマネジメント体制

2-1. コミュニティプロデューサーの概要

- MiiMoだけでなく三宅町全体の地域コミュニティの活性化を図り、コンセプトを実現するために、地域おこし協力隊制度を活用し、コミュニティプロデューサーとして採用します。

2-2. コミュニティプロデューサーの活動内容

- コミュニティプロデューサーは、MiiMoを起点に交流・まちづくりを促進する活動を担ってまいります。

a. コミュニティマネジメント活動	・町のイベントの運営 ・MiiMo子ども会議の運営 ・利用状況や利用者の意見を踏まえながら課題を設定し、運営会議にて提言をし、実際に改善まで実行する など
b. 人と人、人と機会をつなぐハブとなる活動	・「出会いによる相乗効果」の創出 ・「挑戦したい人同士をつなげる」「挑戦したい人と応援したい人をつなげる」「課題がある人と解決できる人をつなげる」などのマッチングの実現 ・様々な人や機会とつながるイベントなどの企画運営 など
c. 交流まちづくりを経営的な視点からプロデュースする活動	・地域の課題解決に向けたローカルビジネス・コミュニティビジネス ・町の特産品（グローブ、靴下、農産品など）を活かした事業の立案・実施 ・住民による新規ビジネスの立ち上げ支援等により、交流まちづくりに事業性を持たせることへの挑戦 など

24

V. 組織計画

2. コミュニティマネジメント体制

2-3. コミュニティマネジメント体制

■コミュニティマネジメントチームでの運用

MiiMoの交流まちづくりを促進するため、コミュニティプロデューサーだけでなく、行政の担当課であるMiiMo運営室と住民代表である地域コーディネーターがコミュニティマネジメントチームとして、専門家チームからのアドバイスを受けながら活動します。

■居心地の良いコミュニケーションづくり

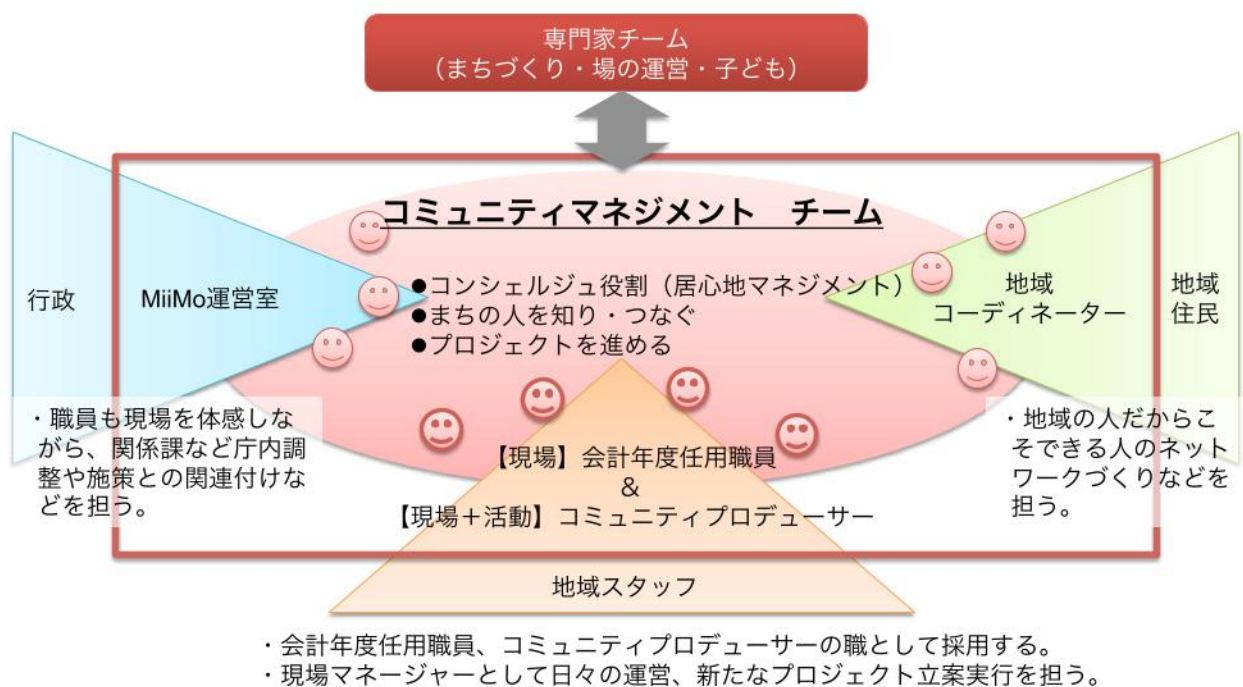
日々のMiiMoでの運営を通してまちの人を知り、活動をつなげ、MiiMoでの居心地のよいコミュニケーションづくりやプログラムを実施します。

25

V. 組織計画

2. コミュニティマネジメント体制

2-3. コミュニティマネジメント体制



26

V. 組織計画

3. 住民参画の仕組み

3-1. 住民参画の基本的な考え方

- 子どもからお年寄りまでみんなが関わり三宅町の未来を育むまちの交流まちづくり拠点として、官民連携の運営を推進するため、次のような住民参画の仕組みを作ります。

運営委員会への参画	・M i i M oの運営の方向性を決める組織のメンバーとして会議に住民の方が参加することで、住民の皆さんからの目線による施設運営を実現します。
M i i M o子ども会議への参加	・大人だけで考えるのではなく、小中学生の子どもも施設運営などについて検討することで、子どもたちの意見を反映した施設運営を実現します。
ボランティアとしての参加	・図書フロアやイベント時の運営などにボランティア（一部有償）として住民の方が参加することにより、施設運営を通じたまちづくりを体験することができます。
プログラム・活動への参加・施設機能の利用	・M i i M oによる主催事業または活動団体のプログラム、図書や子育て支援機能へ多様な住民の方が参加することにより、M i i M oに対する認知度向上や施設の有効活用へのつながりが期待できます。
活動団体への参加	・受動的な参加・利用だけでなく、活動団体のメンバーやボランティアとしてプログラム等へ参加することにより、多世代にわたるネットワークが広がります。
プログラム・取組への主体的な参加	・M i i M oを拠点に三宅町全体での住民の皆さんの主体的な活動を促進するため、M i i M oクラブを設置します。 ・これまでの趣味的な活動もまちに開くことで、新たなメンバーの獲得や認知度向上、三宅町内外での交流まちづくりの促進が期待できます。

27

V. 組織計画

3. 住民参画の仕組み

3-2. M i i M oクラブの概要

■登録制の会員組織

M i i M oのコンセプトである「子どもたちが、まちのみんなが、もっと三宅を好きになる」ことを実現できるような活動に対して、サポートを行う登録制の会員組織として、M i i M oクラブを組織します。

■町内外の個人、団体が登録

M i i M oクラブは、住民の皆さんだけでなく町外在住の利用者（団体を含む。）も登録でき、M i i M oクラブとしてM i i M oのコンセプトの実現に向けた活動を実施していただきます。

3-3. M i i M oクラブの登録方法と条件

■申請書の提出、書面審査

M i i M oクラブは、随時受付を行います。登録申込方法は、申請書に必要事項を記載して提出してください。必要事項としては、「代表者の連絡先」「活動内容」「交流まちづくりの得意分野など」です。なお、登録は「1年毎の更新」が必要です。

■M i i M oクラブの約束の順守

M i i M oクラブ登録者は、次の【M i i M oクラブの約束】を順守し、活動を実施します。

■活動報告

M i i M oクラブ登録者は、毎年、活動内容の報告を行っていただきます。なお、その活動内容については、広報誌等で情報発信を行います。

28

V. 組織計画

3. 住民参画の仕組み

【M i i M oクラブの約束】

- ①M i i M oの使い方や楽しみ方を町内外の人へ伝えよう。
- ②M i i M oをきれいにする活動に参加しよう。
- ③活動のお披露目（お披露目会、展示など）をしよう。
（M i i M oで年1回以上）
- ④メンバー以外からの「こんな事やってほしい」というリクエスト
・アイデアに挑戦しよう。（三宅町で年1回以上）
- ⑤【M i i M o 8つの交流まちづくり活動】に当てはまる活動进行しよう。
（年4回以上）

29

V. 組織計画

3. 住民参画の仕組み

3-4. M i i M oクラブとしての活動条件

■【M i i M o 8つの交流まちづくり活動】の実施

M i i M oクラブとして活動するにあたり、次の【M i i M o 8つの交流まちづくり活動】を年4回以上はいつれかに当てはまる活動を実施していただきます。

【M i i M o 8つの交流まちづくり活動】

- ①三宅町の魅力をつくったり、育てたり、伝えたりする活動
- ②三宅町の子どもたちが多様な学びや経験ができる活動
- ③三宅町の子どもたちを含めた多様な世代のコミュニケーションを生む活動
- ④三宅町の高齢者などが三宅町で安心して暮らせるような横のつながりにつながる活動
- ⑤三宅町の移住者・町外の人・住民のコミュニケーションを生む活動
- ⑥三宅町の良さを生かした新しいビジネスにつなげる活動
- ⑦三宅町の若者の学び・交流や、まちとの関わりにつながる活動
- ⑧上記以外の三宅町における交流まちづくりにつながる活動

30

V. 組織計画

3. 住民参画の仕組み

3-5. MiiMoクラブの特徴

■使用料の割引

MiiMoクラブのメンバーがMiiMoを使用する場合には、使用料の割引等を受けることができます。

■愛称、ロゴマークの使用

MiiMoクラブの活動については、MiiMoの愛称・ロゴマークを使用することができます。

31

VI. 施設管理計画

1. 開館日・開館時間

1-1. 施設全体の休館日・開館時間

休館日	月曜日・年末年始(12月29日～翌年1月3日) その他、施設利用の安全性を確保するため必要に応じて休館日を設けます。
開館時間	9：00～21：00

1-2. 各室の利用時間

1階	フリースペース	施設に準ずる
	MiiMoホール	
	まちキッチン	
	MiiMo食堂	
	コワーキングカフェ	
2階	図書フロア	9：00～19：00 (19時以降：返却のみ1F窓口コンシェルジュにて対応可)
	学童保育クラブ	放課後～19：00（土曜保育時等臨時対応あり）
3階	コミュニティルーム1・2・3	施設に準ずる
	子育て世代包括支援センター	子育て世代包括支援センター活動時間に準ずる ※休日利用は運営後検討する
	こどもスカイガーデン	
屋外	MiiMo広場	9:00-21：00
	駐車場	24時間

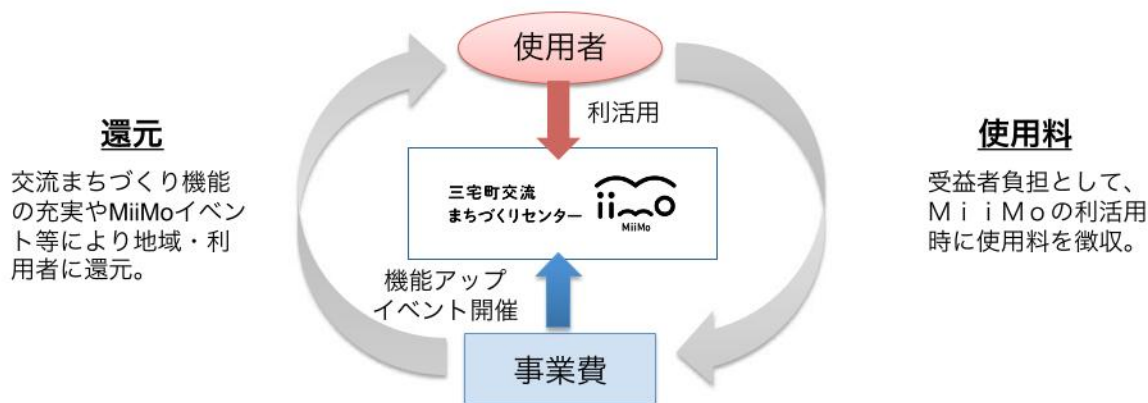
32

VI. 施設管理計画

2. 使用料

2-1. 使用料の基本的な考え方

- 使用料を受益者負担の観点から、使用料は有料とします。使用料は交流まちづくり機能の充実やMiiMoでのイベントなどの費用として地域・使用者・来館者に還元し、人とお金の循環でMiiMoを三宅町の未来を育む拠点として活性化します。
- 減免としては、三宅町（及び運営会議）主催または、共催、後援のプログラム、その他町が認めた時は、無料とします。MiiMoのコンセプトに賛同し、MiiMoでの交流まちづくり活動に積極的に参画する団体や個人を「MiiMoクラブ」とし、使用料が割引になるなどのメリットを付与します。



33

VI. 施設管理計画

2. 使用料

2-2. 各室の使用料

スペース	時間区分等	MiiMo クラブ会員	町内 在住者	町内在住者 (営利目的)	町外 在住者	町外在住者 (営利目的)
コミュニティ ルーム 1	午前・午後 (9:00-18:00)	300円/時間	600円/時間	900円/時間	900円/時間	1,200円/時間
	夜間 (18:00-21:00)	400円/時間	800円/時間	1,200円/時間	1,200円/時間	1600円/時間
	空調使用料	100円/時間	100円/時間	100円/時間	100円/時間	100円/時間
コミュニティ ルーム 2	午前・午後 (9:00-18:00)	200円/時間	400円/時間	600円/時間	600円/時間	800円/時間
	夜間 (18:00-21:00)	300円/時間	600円/時間	900円/時間	900円/時間	1,200円/時間
	空調使用料	100円/時間	100円/時間	100円/時間	100円/時間	100円/時間
倉庫	1枠（幅400*奥行450*高さ450） ※最大2枠	1枠・500円/月	×	×	×	×

34

VI. 施設管理計画

2. 使用料

2-2. 各室の使用料

スペース		時間区分等	MiiMo クラブ会員	町内 在住者	町内在住者 (営利目的)	町外 在住者	町外在住者 (営利目的)
M i i M o ホール	全面使用 (198㎡)	午前・午後 (9:00-18:00)	600円／時間	1,000円／時間	1,500円／時間	1,500円／時間	2,000円／時間
		夜間 (18:00-21:00)	700円／時間	1,200円／時間	1,800円／時間	1,800円／時間	2,400円／時間
		クローズ（大）	1,500円／回	3,000円／回	3,000円／回	3,000円／回	3,000円／回
	部分使用 (126㎡)	午前・午後 (9:00-18:00)	400円／時間	1,000円／時間	1,500円／時間	1,500円／時間	2,000円／時間
		夜間 (18:00-21:00)	500円／時間	1,200円／時間	1,800円／時間	1,800円／時間	2,400円／時間
		クローズ（小）	1,000円／回	2,000円／回	2,000円／回	2,000円／回	2,000円／回
まちキッチン (フリー キッチン)		午前・午後 (9:00-18:00)	300円／時間	600円／時間	900円／時間	900円／時間	1,200円／時間
		夜間 (18:00-21:00)	400円／時間	800円／時間	1,200円／時間	1,200円／時間	1,600円／時間
パントリー		1枠（幅400＊奥行 450＊高さ450）＊ 最大2枠	1枠・500円／ 月	×	×	×	×

35

VI. 施設管理計画

2. 使用料

2-2. 各室の使用料

スペース		時間区分等	MiiMo クラブ会員	町内 在住者	町内在住者 (営利目的)	町外 在住者	町外在住者 (営利目的)
MiiMo 広場	全面	午前・午後 (9:00-18:00)	500円/時間	1,000円/時間	1,500円/時間	1,500円/時間	2,000円/時間
		夜間 (18:00-21:00)	600円/時間	1,200円/時間	1,800円/時間	1,800円/時間	2,400円/時間
	区画 (9㎡)	午前・午後・夜間 (9:00-21:00)	200円/時間	200円/時間	400円/時間	200円/時間	400円/時間

36

VI. 施設管理計画

2. 使用料

2-3. コワーキングカフェの使用料

■3つの使用プラン

コワーキングカフェでは、1時間単位、1日単位の「ドロップイン」のプラン、1か月以上の「長期プラン」の使用ができます。

プラン	1人あたりの使用料	使用できる時間
ドロップイン	100円 / 時間	9:00-21:00
	500円 / 日 (※5時間以上使用すれば、お得)	
長期プラン	7,000円 / 月 (※1日5時間、月14日以上利用すればお得)	

■長期プランのメリット

長期プランで使用される方には、次のようなメリットがあります。

プラン	Wi-Fi	登記・住所利用	郵便受取	コインロッカー	同伴者との利用(2名まで)
ドロップイン	○	×	×	○ (1日単位)	×
長期プラン	○	△	△	◎ (長期)	○

※ △ : 6カ月以上の長期プランを申込の方のみ。別途月額4,000円が必要です。

37

VI. 施設管理計画

2. 使用料

2-4. 設備、備品の使用料

■スペースを利用される場合の設備、備品の使用料は次のとおりです。

区分	設備名	単位	使用料
コミュニティルーム1・2	空調(冷暖房)	1部屋・1時間	100円
	プロジェクター	一式・1回	500円
	WEB会議システム	一式・1回	500円
	PCモニター(27型)	1台・1回	300円
	WEBカメラ・マイク	1台・1回	300円
MiiMoホール	映像機器一式 (プロジェクター・スクリーン)	一式・1回	1,000円
	音響機器一式 (マイク・スタンド含む。)	一式・1回	500円
	映像、音響機器操作	4時間まで	1,500円
		8時間まで	3,000円
	移動式ステージ	一式・1回	500円
コワーキングカフェ	プロジェクター・スクリーン	一式・1回	500円
	WEB会議システム	一式・1回	500円
	PCモニター(27型)	1台・1回	300円
	WEBカメラ・マイク	1台・1回	300円
屋外 (MiiMo広場等)	テント(3×3m)	1張・1回	500円
	長机	1台・1回	100円
	丸イス	5脚・1回	100円

38

VI. 施設管理計画

2. 使用料

2-5. フリースペース、屋外スペース等

- 使用許可については個別対応とし、料金については今後検討します。

39

VI. 施設管理計画

2. 使用料

2-3. 使用料の支払い方法

■原則、後払い

使用料は空調使用料などを加味し、原則後払いとします。

使用者は各スペースの使用後に1階窓口コンシェルジュにて支払いをお願いします。

2-4. キャンセル規定

■当日のキャンセルには、キャンセル料がかかります

運営管理やその他の利用者の利用ニーズの可能性を考慮し、使用者都合による当日キャンセルはキャンセル料を徴収します。

当日キャンセル	使用料の50%
当日無断キャンセル	使用料の100%

40

VI. 施設管理計画

3. 利用ルール

■MiiMoを皆が気持ちよく利用できるように、施設全体及び各室において適切な利用ルールを定めます。

■施設全体の禁止事項、許可事項、予約の受付、飲食、ゴミの取り扱い、備品については以下のように定めます。

禁止事項	・施設内及び敷地内は禁煙とします。 ・施設の維持管理を妨げることは禁止とします。 ・施設設備を損傷、汚損、紛失する恐れのある行為は禁止とします。 ・その他、他人に迷惑をかける行為は禁止とします。
許可事項	・施設内及び敷地内で寄附の募集、広告物の配布、物品・飲食物の販売や提供を行う場合には、必ず許可を得てください。
予約の受付	・貸室の利用については、原則三宅町在住者を優先とし、定住自立圏在住者、その他町外の在住者の順に予約開始日に優劣をつけます。（三宅町在住者は3ヶ月前より予約可能） ・その他、各室におけるルールを設定します。
飲食	・施設の有効的な活用や交流を生むため、施設内の飲食及び飲酒に関しては基本的に可能とし、飲食及び飲酒不可のスペースについては各室のルールに従います。
ゴミの取り扱い	・基本的にはゴミは持ち帰りとします。 ・MiiMo食堂及びまちキッチンにおいてのゴミの取り扱いについては、別途ルールを設けます。
貸出備品	・基本的には貸出備品の準備片付けは利用者が行います。 ・故意に貸出備品を破損させた場合は、利用者に負担いただきます。

41

VI. 施設管理計画

3. 利用ルール

3-1. フリースペース

基本情報	116.70m2					
使い方	・基本的には自由使用とし、大きな音が鳴る場合は、MiiMoホール、コミュニティルーム等の占用利用をお願いします。 ・席を占領したり、居眠りをするなど他の人に迷惑をかけない利用とします。					
飲食	食事	○	飲み物	○	飲酒	△ 17時以降可
主な機能・貸出備品	—					

3-2. MiiMoホール

基本情報	198.64m2					
使い方	・基本的には自由使用とし、貸室としてホール全体または2/3のスペースの占用利用が可能です。（占用利用には、使用料が発生します。） ・予約が入っている場合は、予約者を優先します。 ・他の人の安全を考慮し、占用利用をお願いする場合があります。					
飲食	食事	○	飲み物	○	飲酒	△ 17時以降可
主な機能・貸出備品	・映像機器一式（プロジェクター・スクリーン）：1,000円/回 ※操作除く。 ・音響機器一式（マイク・スタンド等）：500円/回 ※操作除く。 ・移動式ステージ（最大6台）：500円/回					

42

VI. 施設管理計画

3. 利用ルール

3-3. コワーキングカフェ

基本情報	56.15m2					
使い方	・ 使用には使用料が発生します。 ・ 年齢制限無しに利用が可能です。 ・ コワーキングカフェ利用時は施設内のWi-Fiを時間制限無しで利用できます。					
飲食	食事	○	飲み物	○	飲酒	△ 17時以降可
主な機能・貸出備品	・ 施設内のWi-Fi、複合機を利用できます。 ・ 登記・住所利用・郵便受取：月額4,000円（6カ月以上の長期利用プランの方のみ） ・ プロジェクター：500円/回 ・ WE B会議システム：500円/回					

3-4. まちキッチン

基本情報	67.47m2 （うち、パントリー 12.20m2）					
使い方	・ 基本的には予約を必須とし、使用には使用料が発生します。 ・ 中学生以下は保護者同伴、満16歳～18歳未満は保護者の同意が必要です。 ・ 片付け後に利用者と運営スタッフにて備品のチェックを行います。					
飲食	食事	○	飲み物	○	飲酒	△ 17時以降可
主な機能・貸出備品	・ キッチン3台／調理家電／調理機器一式 ・ 使用料に30Lのゴミ袋料金を含みます。ゴミ袋の追加は30円/枚（30L）で販売します。 ・ パントリーの貸出については別途料金設定あり					

43

VI. 施設管理計画

3. 利用ルール

3-5. M i i M o 食堂

基本情報	12.62m2					
使い方	・ シェアキッチンとして営業・販売が可能です。 ・ 利用には利用者審査が必要です。 ・ 使い方の詳細については別途販売用キッチンシェアメンバー要項に記載します。					
飲食	食事	○	飲み物	○	飲酒	△ 17時以降可
主な機能・貸出備品	・ 利用時に出的ゴミは町が処理します。 ・ 営業許可区分：飲食店営業許可／菓子製造業許可等 ・ 食品衛生責任者：三宅町職員					

3-6. 学童保育クラブ

基本情報	203.57m2					
使い方	・ 町が定める学童保育クラブの利用ルールに則り運営します。					
飲食	食事	○	飲み物	○	飲酒	×
主な機能・貸出備品	—					

44

VI. 施設管理計画

3. 利用ルール

3-7. 図書フロア

基本情報	187.74m2（うち、自習スペース73.6m2）					
使い方	・おしゃべりは他の人の利用の妨げにならない程度とします。 ・自由使用とし、席を占領したり、居眠りをするなど他の人に迷惑をかけない利用とします。 ・図書フロア以外に図書を持ち出す場合は、図書カウンターにて貸出受付を行います。 ・返却のみ図書フロア閉館後の19時以降も1階コンシェルジュにて受け付けます。 ・自習スペースでは、携帯電話はマナーモードにし、おしゃべりは他の人の利用の妨げにならない程度とします					
飲食	食事	×	飲み物	△ 蓋付のみ可	飲酒	×
主な機能・貸出備品	—					

3-8. コミュニティルーム1・2

基本情報	63.09m2（1）、51.58m2（2）					
使い方	・基本的には予約を必須とし、使用には使用料が発生します。					
飲食	食事	○	飲み物	○	飲酒	×
主な機能・貸出備品	・コミュニティルーム（1）は準防音仕様。テーブル10台、椅子30脚。 ・コミュニティルーム（2）は水栓あり。テーブル8台、椅子18脚。					

45

VI. 施設管理計画

3. 利用ルール

3-9. コミュニティルーム（3）

基本情報	19.88m2					
使い方	・教育委員会での利用を優先するため、一般的な予約は受け付けません。					
飲食	食事	○	飲み物	○	飲酒	×
主な機能・貸出備品	—					

3-10. 子育て世代包括支援センター

基本情報	98.50m2					
使い方	・子育て世代包括支援センターとして運営します。					
飲食	食事	○	飲み物	○	飲酒	×
主な機能・貸出備品	・未就学児とその保護者が遊べるおもちゃ、絵本など。 ・ベビーコーナーあり。					

46

VI. 施設管理計画

3. 利用ルール

3-1 1. こどもスカイガーデン

基本情報	48m2					
使い方	・子育て世代包括支援センターとして運営します。					
飲食	食事	×	飲み物	△ 蓋付のみ可	飲酒	×
主な機能・貸出備品	—					

3-1 2. M i i M o 広場

基本情報	434m2					
使い方	・基本的には自由使用とし、貸出スペースとして占用利用が可能です。 ・ボール遊び、スケボー、ペットの立ち入り（アレルギー対応）、煙の出る火器取り扱い（焚き火、炭火など）は禁止とします。イベント時などの火器使用については駐車場などの活用を検討します。					
飲食	食事	○	飲み物	○	飲酒	△ 17時以降可
主な機能・貸出備品	・イベント用テント（3m×3m）：M i i M o クラブ：500円/回【1張】 ・長机：100円/回【1台】 ・丸イス：100円/回【5脚】					

47

VI. 施設管理計画

3. 利用ルール

3-1 3. 施設内ロッカー・更衣室

基本情報	【ロッカー】 1階：2台（12個）／3階：4台（男女各16個） 【更衣室】 3階：男女ともに1ブース					
使い方	・使用料は無料で、当日のみ利用が可能です。 ・コワーキングカフェの長期プランでの使用者においては、ロッカー1個の占用が可能です。					
飲食	食事	×	飲み物	×	飲酒	×
主な機能・貸出備品						

48

VI. 施設管理計画

4. 危機管理・安全対策

■安全性の確保

誰もが気軽に利用できる施設であり、不特定多数の利用が想定されること、また、学童保育クラブや子育て世代包括支援センターも内包するとともに、災害時には、福祉避難所として運用がされることから、防火、防災、防犯などへ十分に配慮します。

■緊急時の対応

緊急時の対応について、緊急事態マニュアルを整備するなど、災害や事故等が発生した際は迅速に対応できる体制を整えます。

■情報セキュリティ対策

情報セキュリティに関しても、三宅町のセキュリティポリシーに基づいた対応を行い、図書システムやWEBサイトを經由した貸室予約システムなどを適切に管理し、個人情報の保護を徹底します。

施設内に整備予定の公衆無線LAN(Wi-Fi)及び来館者の持込パソコンからのインターネットの接続のルール化(場所、時間、内容の制限など)を図ります。

49

VI. 施設管理計画

5. 広報・宣伝計画

■町内外から募集し、住民投票を行った愛称による施設のイメージの定着や、オープン前からの利用イメージ検討ワークショップ「あるかもカフェ」、多様な媒体を通しての情報発信などを踏まえ、引き続き、施設に対する愛着と関心を深めるような広報・宣伝活動を行います。

■広報媒体としては、町の広報誌、イベントチラシ、ポスターなどの作成だけでなく、三宅町及びMi i Mo単体のWEBサイト、SNS等を活用した情報発信を行います。多世代にわかりやすく情報を伝えるとともに、興味関心の向上に努めます。

■Mi i Mo内での活動の発信だけでなく、三宅町の魅力を発信する拠点としての役割を担っていきます。多世代及び町内外にMi i Moや三宅町の活動を発信し、Mi i Moや三宅町のファンをつくり新たな交流を育むことを目指します。

50

VI. 施設管理計画

6. デザインディレクション

- 施設のロゴマークは、施設の大きな屋根に見立てた「M」の下に、三宅町のみなさんが集まって賑わう様子をイメージするとともに、2つの「M」が中央に揃うことでノートや本を開いて学んでいるような印象を持たせています。使用の際はロゴマークの使い方ルールを守り運用します。（別添：MiiMo logo manual参照）
- 施設内の掲示は、施設内の統一性を図り分かりやすい情報発信を目指すため、掲示ルールに則った掲示場所及び掲示方法を守ります。掲示ルールについては、検討を行います。

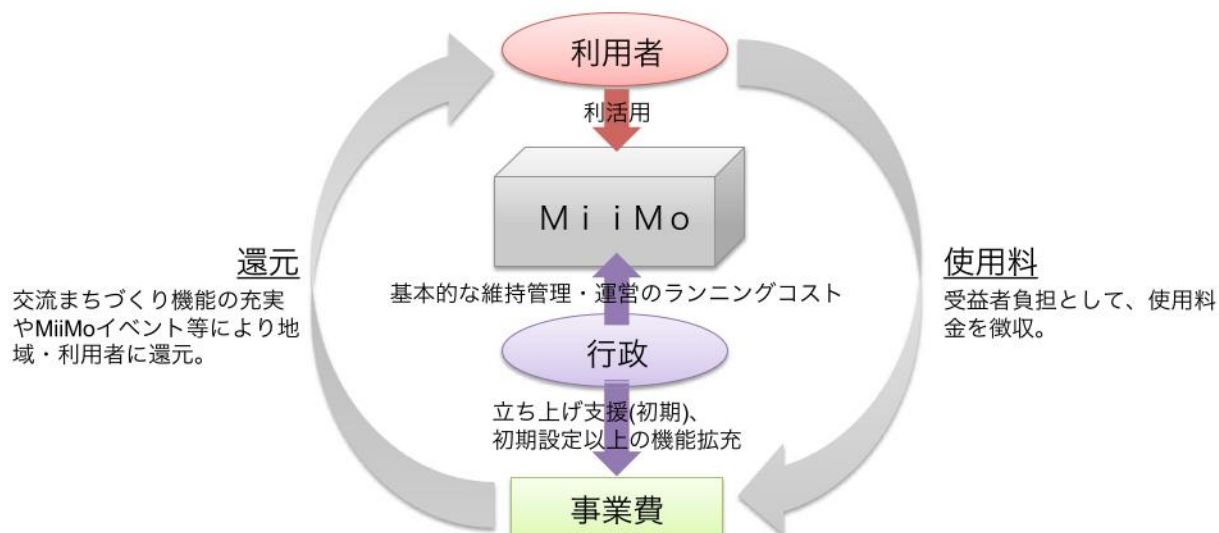


51

VI. 施設管理計画

7. 財政（収支計画）

- 施設の基本的な維持管理・運営費は、行政サービスとして行政予算で確保します。
- MiiMoの機能充実のために必要な予算は、事業費としてみていきます。機能充実の例としては、「イベント実施費用」「コミュニティプロデューサー」「専門家アドバイス謝金」等を想定します。事業費は、使用料など施設での収入をあて、地域や利用者に還元します。初期の立ち上げ期は行政より事業費を支出することになりますが、目標は、施設の収入で事業費をまかなえる循環型を目指します。



52

VI. 施設管理計画

8. 効果検証

■MiiMoの効果検証については、定量評価と定性評価を組み合わせ効果検証を行い毎年PDCAサイクルの仕組みで改善を行いながら、交流まちづくりセンターとしての効果を高めていきます。

評価の種類		評価の項目	調査方法
定量評価	利用者	利用者数	・利用者カウント
		利用者満足度	・利用者アンケート
	住民	MiiMoの評価フレーム(P.9詳細参照)に関するアンケート調査	・住民アンケート(評価フレーム別の設問設定) ・子どもアンケート(評価フレーム別の設問設定)
定性評価	利用者	利用者の意見	・利用者アンケート自由記述 ・利用者の声
	住民	住民の意見	・住民アンケート自由記述 ・子どもアンケート自由記述 ・タウンミーティングなどのオープン会議での対話
	外部	外部専門家の評価	・外部専門家会議(外部アドバイザーを中心に構成)による評価

